

追加型投信／国内／債券／MMF

大同の

MMMF

マネー・マネージメント・ファンド

Money  
Management  
Fund

T&Dアセットマネジメント

- 1 . 本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 2 . この冊子の前半部分は「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の投資信託説明書（請求目論見書）です。
- 3 . 「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

追加型投信／国内／債券／MMF

大同の

MMMF

マネー・マネージメント・ファンド

Money  
Management  
Fund

1. 本文書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の募集については、委託者は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年2月26日に関東財務局長に提出しており、平成22年2月27日にその効力が生じておりません。
3. 「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の募集にあたり、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項に規定する投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家からご請求された場合に交付されます。また、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてくださいますようお願い申し上げます。なお、投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目等については、投資信託説明書（交付目論見書）本文の「第二部ファンド情報 第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。
4. 「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

発行者名：T&Dアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 荒尾 耿介

本店の所在の場所：東京都港区海岸一丁目2番3号

届出の対象とした募集

提出日：平成22年2月26日（平成22年8月31日訂正分を含む。）

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：大同のMMF

（マネー・マネージメント・ファンド）

募集内国投資信託受益証券の金額

：継続募集額 2兆円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

：該当事項はありません。

投資リスク

「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる投資家にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## 記

### 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に公社債等を投資対象としますので、公社債等の価格の下落や、組入公社債等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家の投資元本は保証されているものではなく、基準価額  
の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「3 投資リスク」をご覧ください。

### 当ファンドに係る手数料等について

#### 申込手数料

当ファンドには申込手数料はありません。

#### 換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

#### 信託財産留保額

保有期間が30日未満の場合には、1万口につき10円とします。

#### 信託報酬

信託元本額に年0.5071%以内の率を乗じて得た額とし、かつ該当年換算収益分配率を上回らないものとします。

#### 監査報酬

純資産総額に年0.000525%(税抜0.0005%)の率を乗じて得た額とします。

#### その他の費用

・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資家が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「4 手数料等及び税金」をご覧ください。

# 大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

## 目論見書の概要

本概要は有価証券届出書の第一部証券情報、第二部ファンド情報等を要約したものです。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)本文の該当箇所をご参照ください。

商品分類	追加型投信 / 国内 / 債券 / MMF
ファンドの目的	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
主な投資対象	内外の公社債を主要投資対象とします。
投資リスク	当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
信託期間	原則無期限です。
決算日	毎日
収益分配	毎日決算を行い、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当いたします。
お申込期間	平成22年2月27日から平成23年2月28日まで なお、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
お買付およびご換金のお申込受付	毎営業日お申込できます。
お買付単位	お申込になる販売会社により、お申込単位は異なります。 投資信託説明書(交付目論見書)本文または販売会社でご確認ください。
お買付価額(発行価額)	取得日の前日の基準価額とします。 販売会社が取得申込受付日の正午以前に取得申込金を受領した場合は、お申込日が取得日となります。正午を過ぎて取得申込金を受領した場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。
お申込手数料	ありません。
ご換金価額(解約価額)	解約受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
信託財産留保額	保有期間が30日未満の場合には、1万口につき10円とします。
信託報酬	信託元本額に年0.5071%以内の率を乗じて得た額とし、かつ該当年換算収益分配率を上回らないものとします。

投資信託説明書(交付目論見書)本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクをご理解のうえお申込くださいますよう、お願い申し上げます。

## ファンドの投資方針・投資リスク

### 投資方針

内外の公社債を主要投資対象とします。  
安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

### 投資リスク

当ファンドに生じた利益および損失は、全て投資家に帰属し、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

金利変動リスク	当ファンドは、主として公社債等に投資します。 一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
信用リスク	当ファンドは、公社債等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなることがあります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
流動性リスク	解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性があります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

## お申込の手引き

### お買付について

お申込時期	毎営業日お申込できます。 販売会社による受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。ただし、基準価額が1万円を下回った場合は、原則として申込受付を行いません。
お買付単位	1円以上1円単位もしくは10万円以上1円単位 詳細は、販売会社ないしは委託会社(次頁の照会先)までお問い合わせください。
お買付価額	取得日の前日の基準価額です。 販売会社が取得申込受付日の正午以前に取得申込金を受領した場合は、お申込日が取得日となります。正午を過ぎて取得申込金を受領した場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。
お申込手数料	ありません。

### ご換金について

ご換金時期	毎営業日、解約請求によりご換金いただけます。 販売会社による受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。
ご換金単位	1口単位です。 ただし、販売会社により異なる場合があります。
ご換金価額	解約受付日の翌営業日の前日の基準価額です。 なお、保有期間が30日未満の場合には、1万口につき10円を信託財産留保額として解約代金から差引きます。
お支払開始日	原則として解約受付日の翌営業日から、販売会社にてお支払いいたします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。  
詳細は販売会社までお問い合わせください。



# 大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

## 分配金について

分 配 時 期	毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当いたします。 収益分配金は、公社債市況などに応じた運用実績に基づきます。 収益の分配は、約款に定める「収益分配方針」に基づいて行います。
---------	---

## 償還について

信 託 期 間	信託期間は原則無期限です。 ただし、約款における信託終了に関する定めに該当する場合には、信託を終了させる場合があります。
---------	---

## 基準価額について

基 準 価 額	販売会社またはT&Dアセットマネジメントにお問い合わせいただければ、お知らせします。
---------	--

照会先

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

# 大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

## 費用と税金

### 直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金	
お 申 込 時	申 込 手 数 料	ありません。	
ご 換 金 時 ( 解 約 請 求 )	所 得 税 及 び 地 方 税	収 益 分 配 金 対 して	20% ( 所 得 税 15% , 地 方 税 5% )
収 益 分 配 時		収 益 分 配 金 対 して	
償 還 時		償 還 価 額 の 元 本 超 過 額 お よ び 収 益 分 配 金 対 して	

保有期間が30日未満の解約請求の場合には、1万口につき10円の信託財産留保額を解約代金から差引くものとします。

法人の受益者の場合は、徴収された源泉税は当ファンドの所有期間に応じて法人税額から控除されます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

### 投資信託財産で間接的にご負担いただく(投資信託財産が支払う)費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
毎 日	信 託 報 酬	信託元本額に年0.5071%以内の率を乗じて得た額とし、かつ該当年換算収益分配率を上回らないものとします。 (詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。)

当ファンドの財務諸表の監査に要する費用(税込)を投資信託財産でご負担いただきます。その他組入有価証券の取引に要する費用等を、投資信託財産でご負担いただきます。

## 投資信託説明書（交付目論見書） 目次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	3
第1 ファンドの状況 .....	3
1 ファンドの性格 .....	3
2 投資方針 .....	6
3 投資リスク .....	8
4 手数料等及び税金 .....	10
5 運用状況 .....	12
6 手続等の概要 .....	17
7 管理及び運営の概要 .....	18
第2 財務ハイライト情報 .....	20
第3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	22
第4 ファンドの詳細情報の項目 .....	23

約款

用語集

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）  
（以下「当ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、格付を取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者（以下「委託会社」といいます。）であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

（正午以前の申込）

販売会社が申込金の払込みを取得申込受付日の正午以前に確認した場合は、取得申込受付日の前日の基準価額です。

（正午を過ぎての申込）

販売会社が申込金の払込みを取得申込受付日の正午を過ぎてから確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額です。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ないしは下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

1円以上1円単位もしくは10万円以上1円単位となります。

申込単位につきましては、販売会社ないしは前述の「(4)発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

**( 7 ) 【 申込期間 】**

平成22年2月27日から平成23年2月28日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

正午以前の申込の場合、取得申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、取得申込受付日が取得日となる申込には応じないものとします。

正午を過ぎての申込の場合、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に前日の基準価額が1口当たり1円になった営業日を取得日とします。

**( 8 ) 【 申込取扱場所 】**

申込取扱場所につきましては、前述の「( 4 ) 発行( 売出 ) 価格」の照会先までお問い合わせください。

**( 9 ) 【 払込期日 】**

当ファンドの受益権の取得申込者は申込金額をお申しいただきます販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託者(以下「受託会社」ということがあります。 )の指定する当ファンド口座に振り込まれます。

**( 1 0 ) 【 払込取扱場所 】**

払込取扱場所は申込取扱場所と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「( 4 ) 発行( 売出 ) 価格」の照会先をご参照ください。

**( 1 1 ) 【 振替機関に関する事項 】**

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 1 2 ) 【 その他 】**

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的および特色

当ファンドは、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

- a. 毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当いたします。
- b. 原則として、毎営業日お申込できます。申込手数料はありません。
- c. 原則として、毎営業日解約請求によりご換金いただけます。
- d. 収益分配金は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの1ヵ月分をまとめて20%の源泉税（所得税15%、地方税5%）を差引後、当月の最終営業日に自動的に全額再投資されます。

ファンドの基本的性格

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型投信	<b>国内</b>	株式	<b>MMF</b>
	海外	債券	MRF
<b>追加型投信</b>	内外	不動産投信	
		その他資産 ( )	ETF
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### **国内**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### **債券**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### **MMF (マネー・マネージメント・ファンド)**

「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般	年1回	グローバル
大型株	年2回	<b>日本</b>
中小型株	年4回	北米
<b>債券</b> <b>一般</b>	年6回	欧州
公債	(隔月)	アジア
社債	年12回	オセアニア
その他債券	(毎月)	中南米
クレジット属性 ( )	<b>日々</b>	アフリカ
不動産投信	その他	中近東 (中東)
その他資産 ( )	( )	エマージング
資産複合 ( )		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

**債券 一般**

商品分類表において債券に分類されるもののうち以下の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

公 債・・・目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

社 債・・・目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

その他債券・・・目論見書または投資信託約款において、国債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

**日々**

目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。

**日本**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき掲載しています。

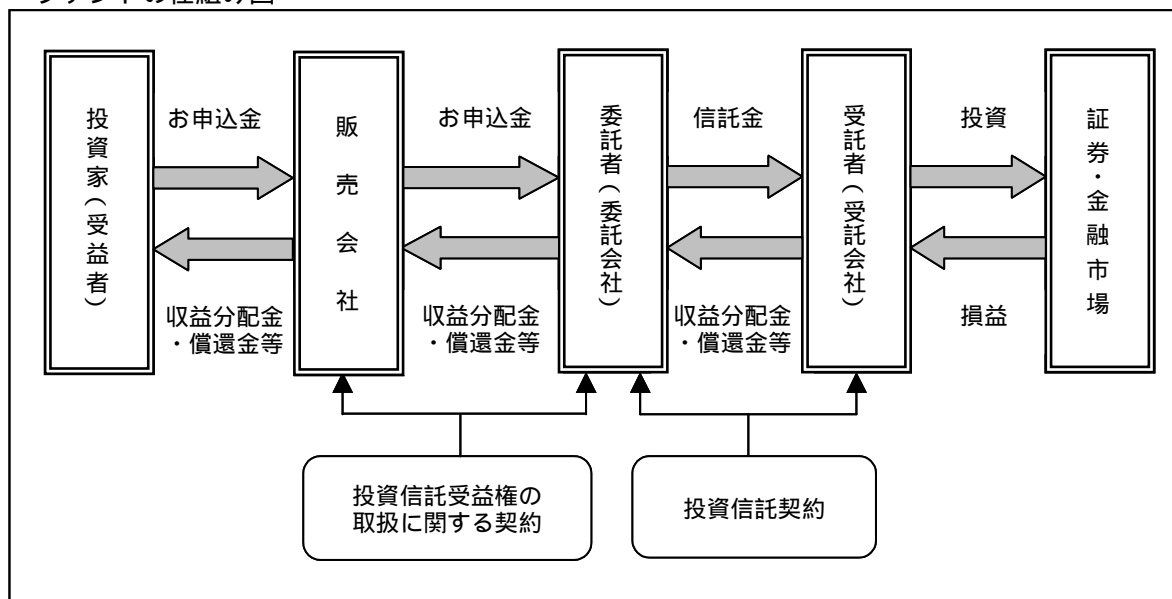
商品分類・属性区分のうち網掛け表示のない項目につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

信託金限度額

信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割  
(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

### a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託約款の届出
- (2) 投資信託財産の運用指図
- (3) 投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

委託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

### b. 受託会社

中央三井アセット信託銀行株式会社

受託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

受託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

### c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の一部解約請求の取扱い
- (3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託会社が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。



## 委託会社の概況

### a. 資本金

平成22年6月末日現在 11億円

### b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立  
同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得  
平成9年12月1日 社名を長期信用投信株式会社に変更  
平成11年2月25日 大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る  
平成11年4月1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更  
平成14年1月24日 投資顧問業者の登録  
平成14年6月11日 投資一任契約に係る業務の認可  
平成14年7月1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、  
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更  
平成18年8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更  
平成19年3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる  
平成19年9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、  
投資助言・代理業、投資運用業の登録

### c. 大株主の状況

平成22年6月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

#### 投資態度

- 内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。
- わが国の国債証券、政府保証債券やコマーシャル・ペーパーおよび金融商品等を中心に投資します。
- 組入資産は、主として受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないものとします。
- その他、社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に従い運用します。

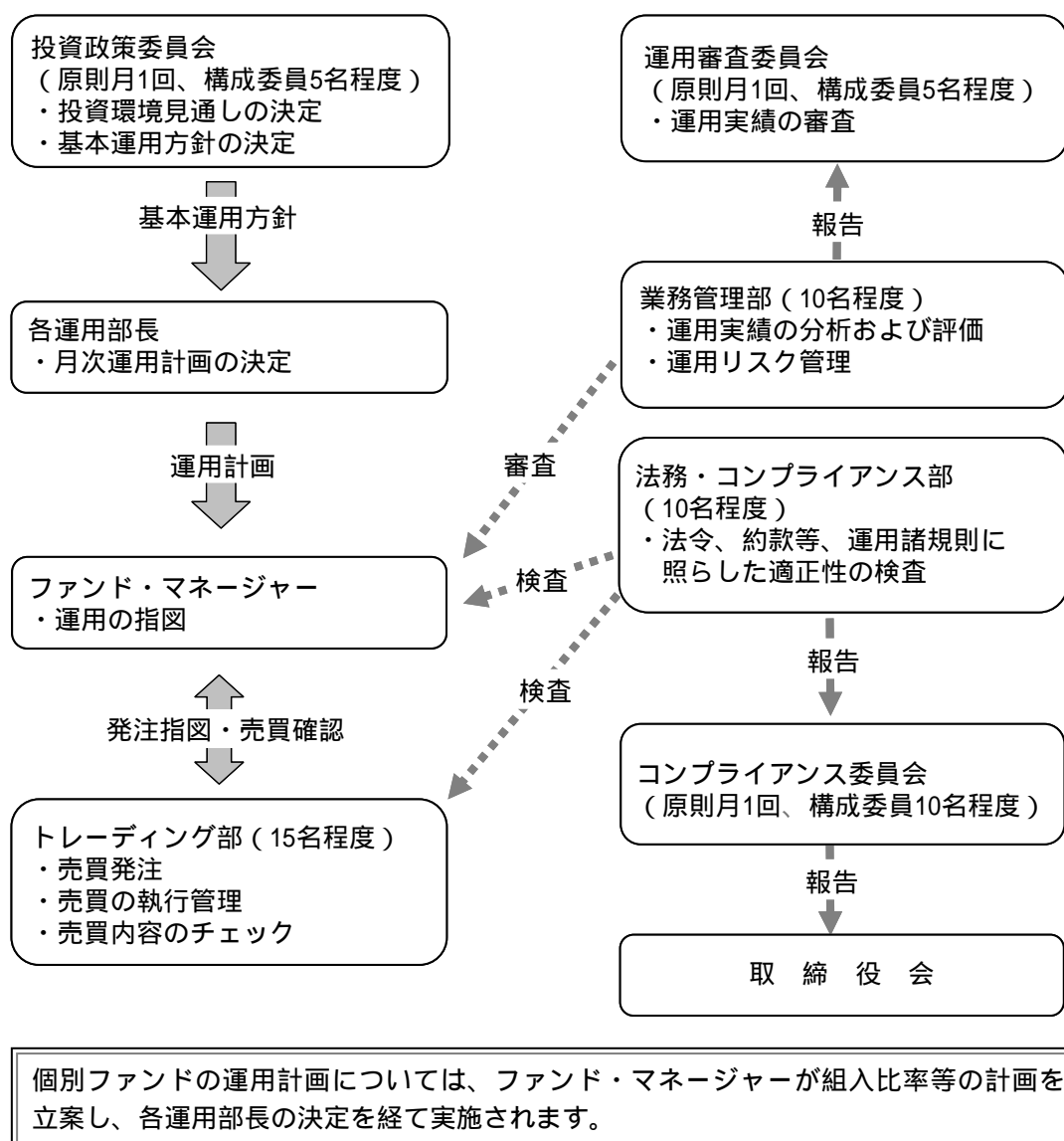
### (2)【投資対象】

内外の公社債を主要投資対象とします。

詳しくは、当ファンドの投資信託約款第14条の2および第15条をご参照ください。

### (3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### (4) 【分配方針】

#### 収益分配方針

毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当いたします。収益分配金は毎日算出され、平均分配率（年率、税引前）につきましては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。

#### 収益の分配

投資信託財産から生ずる利益（aに掲げる収益等の合計額から、bに掲げる経費等の合計額を控除して計算した金額で純資産総額の元本超過額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として投資信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（aの合計額がbの合計額に満たない場合の当該差額をいいます。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

- a . 毎計算期間における利子またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- b . 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

#### 収益分配金の再投資

- a . 前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金（委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を除きます。）は、当月の最終営業日に販売会社に交付します。
- b . 販売会社は、自動継続投資約款にしたがった契約に基づき、各受益者ごとに a の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。
- c . 委託会社は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金のうち、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を、この信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- d . 上記 b および c の規定にかかわらず、委託会社または販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。
- e . 投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、b から d の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

### （5）【投資制限】

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a . 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）
- b . 先物取引等に関する投資制限（約款第18条）
- c . 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第19条）
- d . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）
- e . 外国為替予約の指図（約款第21条）

詳しくは、当ファンドの投資信託約款をご参照ください。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関連法令に基づく投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3 【投資リスク】

### （1）当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（投資家が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。また、一定の投資成果をお約束するものではありません。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払い対象ではありません。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は全て投資家に帰属します。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

#### 金利変動リスク

当ファンドは、主として公社債等に投資します。

一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

#### 信用リスク

当ファンドは、公社債等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる可能性があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

#### 流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性があります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

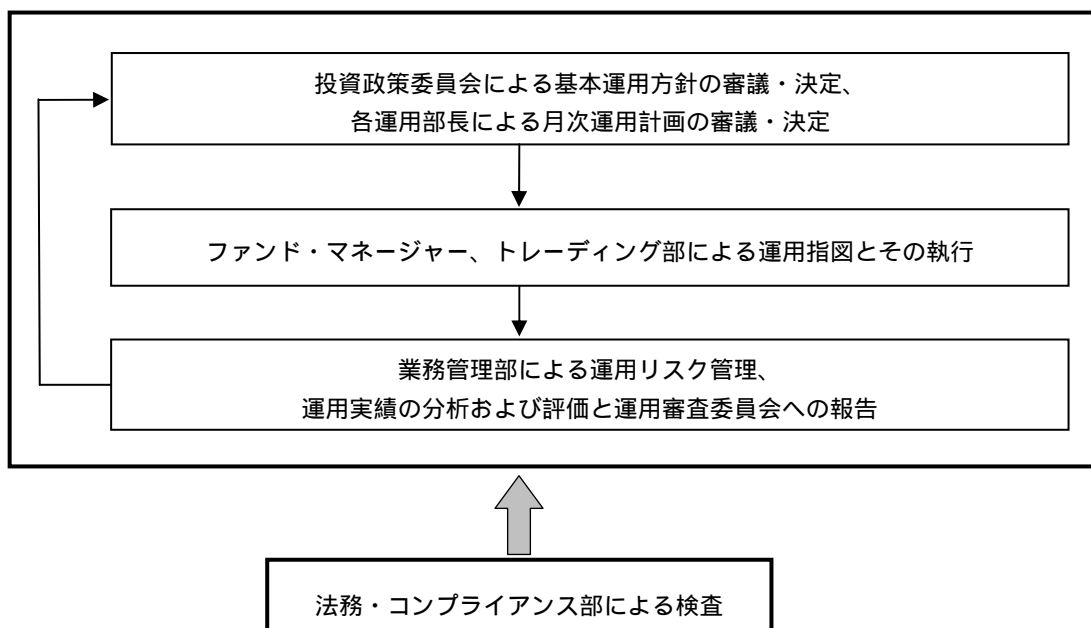
上記のほか、一部解約時に控除される信託財産留保額、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資家が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

前述の「2 投資方針(3) 運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク(金利変動リスク等)、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて(投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時)運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本額に年0.5071%以内の率を乗じて得た額とし、かつ該当年換算収益分配率を上回らないものとします。各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期間にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じて次の通りになります。

- a. 年換算収益分配率が6%未満の場合は、信託元本の額に年0.3557%以内の率を乗じた額とします。
- b. 年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合は、信託元本の額に年0.4056%以内の率を乗じた額とします。
- c. 年換算収益分配率が8%以上の場合は、信託元本の額に対し年0.5071%以内の率とし、かつ該当年換算収益分配率を上回らないものとします。

	委託会社	受託会社	販売会社
年換算収益分配率が6%未満の場合	年0.0800%以内	年0.0250%以内	年0.2507%以内 (税込)
年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合	年0.0850%	年0.0250%	年0.2956% (税込)
年換算収益分配率が8%以上の場合	年0.1100%	年0.0250%	年0.3721% (税込)

信託報酬は、毎月最終営業日または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.000525%（税抜0.0005%）を乗じて得た額とし、毎月最終営業日または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、投資信託財産が負担します。その他先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

委託会社または販売会社が、受益権の取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権についての解約請求を受けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、一部解約金中から徴し、投資信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の取得日に取得されたものとみなします。

前述、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資家が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

当ファンドは、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（マル優制度）のご利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。マル優制度をご利用した場合、お一人元金350万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）まで前述の税金はかかりません。詳しくは販売会社にお問合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成22年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	12,496	51.94
特殊債券	日本	3,710	15.42
地方債証券	日本	2,521	10.48
社債券	日本	1,009	4.19
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	4,323	17.97
合計(純資産総額)	-	24,059	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(平成22年6月30日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額(円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	ク ー ポ ン (%)	償還日
1	日本	国債証券	113 国庫短期証券	2,100,000,000	99.94 2,098,912,844	99.94 2,098,912,844	8.72	-	H22.12.10
2	日本	国債証券	111 国庫短期証券	1,800,000,000	99.98 1,799,677,761	99.98 1,799,677,761	7.48	-	H22.8.30
3	日本	国債証券	98 国庫短期証券	1,300,000,000	99.99 1,299,984,020	99.99 1,299,984,020	5.40	-	H22.7.5
4	日本	国債証券	106 国庫短期証券	1,200,000,000	99.95 1,199,503,632	99.95 1,199,503,632	4.99	-	H22.11.10
5	日本	国債証券	94 国庫短期証券	1,200,000,000	99.91 1,198,975,671	99.91 1,198,975,671	4.98	-	H23.3.22
6	日本	国債証券	114 国庫短期証券	900,000,000	99.97 899,801,727	99.97 899,801,727	3.74	-	H22.9.13
7	日本	国債証券	39 国庫短期証券	800,000,000	99.99 799,932,960	99.99 799,932,960	3.32	-	H22.7.20
8	日本	特殊債券	5 水資源債券	700,000,000	100.38 702,671,618	100.38 702,671,618	2.92	1.04	H22.12.17
9	日本	国債証券	48 国庫短期証券	700,000,000	99.97 699,841,861	99.97 699,841,861	2.91	-	H22.8.20
10	日本	国債証券	92 国庫短期証券	700,000,000	99.97 699,840,330	99.97 699,840,330	2.91	-	H22.9.10
11	日本	特殊債券	8 都市基盤 整備債券	600,000,000	100.46 602,772,960	100.46 602,772,960	2.51	1.28	H22.12.20

	国名	種類	銘柄名	券面総額(円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	クーポン (%)	償還日
12	日本	地方債 証券	12-9 大阪市公債	502,000,000	100.84 506,259,203	100.84 506,259,203	2.10	1.40	H23.3.15
13	日本	社債券	478 東京電力 株式会社社債 (一般担保)	500,000,000	100.96 504,824,788	100.96 504,824,788	2.10	1.68	H23.2.23
14	日本	特殊 債券	20 国際協力 銀行債券	500,000,000	100.29 501,486,120	100.29 501,486,120	2.08	0.87	H22.12.20
15	日本	特殊 債券	13 日本学生 支援債券	500,000,000	100.18 500,931,048	100.18 500,931,048	2.08	1.08	H22.9.17
16	日本	国債 証券	116 国庫短期証券	500,000,000	99.97 499,873,880	99.97 499,873,880	2.08	-	H22.9.21
17	日本	国債 証券	99 国庫短期証券	500,000,000	99.96 499,828,480	99.96 499,828,480	2.08	-	H22.10.12
18	日本	国債 証券	102 国庫短期証券	500,000,000	99.90 499,507,520	99.90 499,507,520	2.08	-	H23.4.20
19	日本	地方債 証券	17-2 京都市5年	400,000,000	100.08 400,339,336	100.08 400,339,336	1.66	0.60	H22.9.29
20	日本	社債券	262 北陸電力 株式会社社債 (一般担保)	300,000,000	101.07 303,224,250	101.07 303,224,250	1.26	1.65	H23.3.25
21	日本	地方債 証券	12-7 大阪市公債	301,000,000	100.69 303,103,252	100.69 303,103,252	1.26	1.80	H22.12.21
22	日本	特殊 債券	5 日本学生 支援債券	300,000,000	100.13 300,396,631	100.13 300,396,631	1.25	0.90	H22.9.17
23	日本	特殊 債券	4 日本学生 支援債券	300,000,000	100.07 300,215,220	100.07 300,215,220	1.25	0.62	H22.9.17
24	日本	地方債 証券	17-2 大阪市5年	300,000,000	100.01 300,032,893	100.01 300,032,893	1.25	0.50	H22.7.28
25	日本	国債 証券	86 国庫短期証券	300,000,000	99.98 299,961,201	99.98 299,961,201	1.25	-	H22.8.10
26	日本	地方債 証券	12-や 名古屋市 公募公債	200,000,000	101.08 202,170,935	101.08 202,170,935	0.84	1.40	H23.5.23
27	日本	地方 債証券	571 東京都 公募公債	200,000,000	100.90 201,806,854	100.90 201,806,854	0.84	1.40	H23.3.25
28	日本	特殊 債券	10 都市再生債券	200,000,000	100.35 200,714,286	100.35 200,714,286	0.83	0.98	H22.12.20
29	日本	特殊 債券	2 環境再生 保全機構債券	200,000,000	100.13 200,272,822	100.13 200,272,822	0.83	0.88	H22.9.21
30	日本	特殊 債券	7 都市再生債券	200,000,000	100.09 200,199,656	100.09 200,199,656	0.83	0.76	H22.9.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。



b. 投資有価証券の種類別比率

(平成22年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	51.94
特殊債券	15.42
地方債証券	10.48
社債券	4.19
合計	82.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第18期 特定期間 (平成12年11月29日現在)	142,870	143,050	1.0000	1.0013
第19期 特定期間 (平成13年5月30日現在)	183,736	184,002	1.0000	1.0014
第20期 特定期間 (平成13年11月30日現在)	152,101	152,176	1.0000	1.0005
第21期 特定期間 (平成14年5月31日現在)	48,836	48,877	1.0000	1.0008
第22期 特定期間 (平成14年11月30日現在)	52,882	52,921	1.0000	1.0007
第23期 特定期間 (平成15年5月31日現在)	64,877	64,917	1.0000	1.0006
第24期 特定期間 (平成15年11月30日現在)	62,718	62,745	1.0000	1.0004
第25期 特定期間 (平成16年5月31日現在)	61,190	61,211	1.0000	1.0003
第26期 特定期間 (平成16年11月30日現在)	53,791	53,803	1.0000	1.0002
第27期 特定期間 (平成17年5月31日現在)	50,628	50,637	1.0000	1.0002
第28期 特定期間 (平成17年11月30日現在)	49,126	49,135	1.0000	1.0002
第29期 特定期間 (平成18年5月31日現在)	45,681	45,692	1.0000	1.0002

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第30期 特定期間 (平成18年11月30日現在)	44,572	44,621	1.0000	1.0011
第31期 特定期間 (平成19年5月31日現在)	43,914	43,990	1.0000	1.0017
第32期 特定期間 (平成19年11月30日現在)	24,085	24,142	1.0000	1.0023
第33期 特定期間 (平成20年5月31日現在)	26,945	27,021	1.0000	1.0028
第34期 特定期間 (平成20年11月30日現在)	28,472	28,554	1.0000	1.0029
第35期 特定期間 (平成21年5月31日現在)	25,651	25,696	1.0000	1.0017
第36期 特定期間 (平成21年11月30日現在)	25,480	25,508	1.0000	1.0011
第37期 特定期間 (平成22年5月31日現在)	24,127	24,144	1.0000	1.0007
平成21年6月末日	25,917	-	1.0000	-
平成21年7月末日	26,246	-	1.0000	-
平成21年8月末日	26,337	-	1.0000	-
平成21年9月末日	26,144	-	1.0000	-
平成21年10月末日	25,675	-	1.0000	-
平成21年11月末日	25,480	-	1.0000	-
平成21年12月末日	25,187	-	1.0000	-
平成22年1月末日	25,197	-	1.0000	-
平成22年2月末日	24,781	-	1.0000	-
平成22年3月末日	24,535	-	1.0000	-
平成22年4月末日	24,384	-	1.0000	-
平成22年5月末日	24,127	-	1.0000	-
平成22年6月末日	24,059	-	1.0000	-

(注) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヶ月毎)に支払われた1口当りの分配付純資産額を乗じて算出しております。

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第18期 特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	0.0012580
第19期 特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	0.0014470
第20期 特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	0.0004920
第21期 特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	0.0008490
第22期 特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	0.0007360
第23期 特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	0.0006200

	1口当たりの分配金(円)
第24期 特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.0004280
第25期 特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.0003480
第26期 特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.0002240
第27期 特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.0001810
第28期 特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.0001900
第29期 特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	0.0002380
第30期 特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	0.0010990
第31期 特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	0.0017400
第32期 特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	0.0023460
第33期 特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	0.0028380
第34期 特定期間(平成20年6月1日～平成20年11月30日)	0.0028840
第35期 特定期間(平成20年12月1日～平成21年5月31日)	0.0017360
第36期 特定期間(平成21年6月1日～平成21年11月30日)	0.0011170
第37期 特定期間(平成21年12月1日～平成22年5月31日)	0.0007000

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第18期 特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	0.13
第19期 特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	0.14
第20期 特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	0.05
第21期 特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	0.08
第22期 特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	0.07
第23期 特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	0.06
第24期 特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.04
第25期 特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.03
第26期 特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.02
第27期 特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.02
第28期 特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.02
第29期 特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	0.02
第30期 特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	0.11
第31期 特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	0.17
第32期 特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	0.23
第33期 特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	0.28
第34期 特定期間(平成20年6月1日～平成20年11月30日)	0.29
第35期 特定期間(平成20年12月1日～平成21年5月31日)	0.17
第36期 特定期間(平成21年6月1日～平成21年11月30日)	0.11
第37期 特定期間(平成21年12月1日～平成22年5月31日)	0.07

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

当ファンドは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資」専用ファンドです。

申込者は販売会社との間で取引口座を開設し、「自動継続投資約款」に従って「分配金再投資契約」を締結するものとします。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

非課税貯蓄制度（マル優）をご利用する場合、取得申込者（受益者）はマル優の適格者であることを確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。販売会社によっては、マル優制度の取扱いを行わない場合があります。

当ファンドの取得申込は毎営業日受け付けます。受付時間は販売会社によって異なることもあります。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申込の受付を取消すことがあります。

### (2) 換金（解約）手続等

受益者は、委託会社に一部解約の実行を請求することができ、委託会社は同請求を受け付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。一部解約の実行の請求の受付時間については、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社へご確認ください。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約受付日の翌営業日から、申込販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。

解約受付日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者には、受益者と販売会社との間の「自動継続投資約款」に基づく手続に従い、即日引出し（キャッシング）を利用することができます。なお、委託会社ならびに一部の販売会社においては、即日引出しの取扱いはありません。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

受益権の取得日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について解約の請求を受け付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該受付日の翌営業日に、一部解約金中から徴し、投資信託財産に対し返戻するものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限があります。  
詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取消することがあります。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に該当する当ファンドの主な投資対象の評価に関する事項について、主な内容は以下の通りです。

#### < 1. 組入れ債券等の評価 >

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者または銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

#### < 2. 償却原価法による評価 >

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

残存期間が1年以内の債券で、A-2またはP-2相当以上の短期格付若しくはA3またはA-相当以上の長期格付を取得している債券

満期保有目的債券

(2) (1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日（応答日が休日に当たる場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込の価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 償却原価法により評価している債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託会社は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

基準価額および収益分配金は毎日算出され、平均分配率（年率、税引前）につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、直前1週間（土曜日～金曜日）の平均分配率（年率、税引前）は、原則として毎週日曜日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

### (2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「(5) 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

### (3) 計算期間

当ファンドの計算期間は信託期間中の各1日とします。

### (4) 運用報告書

6か月毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

## (5) 信託の終了

### ファンドの繰上償還

- a. 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- b. 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、a、bの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告（日本経済新聞に掲載します。以下同じ。）し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記cの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記dの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aおよびbの投資信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 上記dからfまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、dの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、次のいずれかの場合には投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- a. 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき。
- b. 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁が委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じ、この投資信託約款の変更が有効に成立した場合を除きます。）。
- c. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合で、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

## (6) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、の投資信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

## 第2【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「第三部ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」（当該「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は、当該「財務諸表」に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

### 1【貸借対照表】

（単位：円）

	第36期特定期間 （平成21年11月30日現在）	第37期特定期間 （平成22年5月31日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	239,524	587,393
コール・ローン	2,545,204,860	1,760,905,780
国債証券	11,634,755,216	10,696,543,491
地方債証券	3,495,076,158	2,119,368,041
特殊債券	4,848,163,469	5,312,017,302
社債券	1,221,914,371	1,209,584,799
現先取引勘定	1,699,277,500	3,199,442,400
未収利息	31,524,759	28,018,291
前払費用	4,092,199	2,674,223
流動資産合計	25,480,248,056	24,329,141,720
資産合計	25,480,248,056	24,329,141,720
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	202,404,000
未払収益分配金	101,920	72,379
未払受託者報酬	2,653	1,719
未払委託者報酬	34,415	22,011
その他未払費用	7,746	347
流動負債合計	146,734	202,500,456
負債合計	146,734	202,500,456
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	25,480,081,188	24,126,617,841
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,134	23,423
元本等合計	25,480,101,322	24,126,641,264
純資産合計	25,480,101,322	24,126,641,264
負債純資産合計	25,480,248,056	24,329,141,720

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第36期特定期間 (自平成21年6月1日 至平成21年11月30日)	第37期特定期間 (自平成21年12月1日 至平成22年5月31日)
営業収益		
受取利息	73,730,344	48,675,179
有価証券売買等損益	35,743,903	25,979,441
その他収益	39,731	48,736
営業収益合計	38,026,172	22,744,474
営業費用		
受託者報酬	621,607	372,485
委託者報酬	8,223,691	4,912,216
その他費用	156,608	72,260
営業費用合計	9,001,906	5,356,961
営業利益	29,024,266	17,387,513
経常利益	29,024,266	17,387,513
当期純利益	29,024,266	17,387,513
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	20,093	20,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	29,024,225	17,384,224
期末剰余金又は期末欠損金( )	20,134	23,423



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第36期 特定期間 (自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日)	第37期 特定期間 (自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券については、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>	同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等  
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。
  - a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- b. 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 委託会社は、前述 a に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 4. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### 5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

下記詳細情報については有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報」に記載されております。

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 管理資産等の概要
  - (1)資産の評価
  - (2)保管
  - (3)信託期間
  - (4)計算期間
  - (5)その他
- 2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1)貸借対照表
  - (2)損益及び剰余金計算書
  - (3)注記表
  - (4)附属明細表
- 2 ファンドの現況  
純資産額計算書

### 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託 大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）  
約 款

運用の基本方針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

(3) 投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲内で行ないます。

3. 収益分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

## 追加型証券投資信託〔大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）〕約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、この契約締結の日から第41条第7項、第42条、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割）

第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権を1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

（追加信託金および、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加に係る受益権の口数を乗じた額とします。追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 37 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の取得単位および価額）

第 11 条 委託者は、第 6 条の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって当該受益証券の取得の申込に応じることができます。なお、この場合における 1 口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって第 6 条の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとし、この場合における 1 口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 37 条の 2 の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項第 2 号または第 2 項第 2 号の場合において、当該基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録され

ている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第 14 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 18 条に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))に限りません。)

5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)

9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

11. 貸付債権信託受益権(銀行、協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第 1 条の 9 各号に掲げる金融機関または信託会社の貸付債権を信託する信託の受益権をいいます。以下同じ。)であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第 1 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第 16 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないま

す。

第 17 条 <削除>

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 15 条第 2 項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。  
委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産〔外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。〕の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 15 条第 2 項に掲げる金利商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 15 条第 2 項に掲げる金利商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 22 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 23 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵保管)

第 24 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。本条においては外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵保管できるものとします。

第 25 条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めま

す。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、信託期間中の各 1 日とします。

(信託財産に関する報告)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。



( 信託事務の諸費用 )

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査報酬は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 0.0005% を乗じて得た額とし、毎月最終営業日または信託終了のとき、当該消費税等とともに信託財産中から支弁します。

( 信託報酬の総額および支弁の時期 )

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 50.71 以内の率で次に掲げる率 ( 以下「信託報酬率」といいます。 ) を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。平成 11 年 9 月 27 日以降の各週の最初の営業日 ( 委託者の営業日を行います。以下同じ。 ) から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期間にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じて次の通りになります。

1. 年換算収益分配率が 6% 未満の場合は、信託元本の額に対し年 10,000 分の 35.57 以内の率とします。ただし、当該率が年 10,000 分の 35.57 以下の場合の信託報酬率は当該年換算収益分配率以内の率とします。
2. 年換算収益分配率が 6% 以上 8% 未満の場合は、信託元本の額に対し年 10,000 分の 40.56 以内の率とします。
3. 年換算収益分配率が 8% 以上の場合、信託元本の額に対し年 10,000 分の 50.71 以内の率とします。

前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。

( 収益の分配 )

第 35 条 信託財産から生ずる利益 ( 第 1 号に掲げる収益等の合計額が第 2 号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額を行います。 ) は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失 ( 第 1 号の合計額が第 2 号の合計額に満たない場合の当該差額を行います。 ) を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期における信託報酬、売買・償還等による損失評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

( 一部解約金および追加信託金の計理処理 )

第 36 条 信託の一部解約金 ( 第 41 条第 2 項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額、以下、「一部解約金」といいます。 ) が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

( 収益分配金の再投資 )

第 37 条 前月の最終営業日 ( この信託の契約締結日を含む月については契約締結日 ) から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金 ( 委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を除きます。 ) は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、当月の最終営業日に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における 1 口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を、この信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における 1 口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

前 2 項の規定にかかわらず、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

第 41 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前 3 項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

( 委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関 )

第 37 条の 2 委託者は、自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載また

は登録等に関する業務を委任することができます。

(一部解約金、収益分配金および償還金の支払い)

第 38 条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、第 41 条第 1 項の受益者の解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金および信託の一部解約にかかる当該受益権に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額をいいます。以下同じ。)および償還に係る受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払うものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

前項に規定する償還金および償還に係る受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる償還金および償還に係る受益権に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、第 37 条第 1 項および第 3 項に規定する収益分配金については、同条第 1 項および第 3 項中の当月の最終営業日に、第 38 条第 1 項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者に支払いを行なう日に、第 38 条第 2 項に規定する償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、同条第 2 項中の支払開始日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金および償還金を払い込んだ後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 40 条 受益者が、第 38 条第 1 項および第 2 項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、第 41 条第 7 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項に規定する信託終了による償還金について、第 38 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、第 6 条の規定による受益権の分割の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益権について第 1 項の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第 38 条第 1 項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の分割された日に分割されたものとみなします。

信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受付を中止することができるものとします。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させようとする場合には、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

( 信託約款の変更 )

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( 反対者の買取請求権 )

第 47 条の 2 第 41 条第 7 項および第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 41 条第 9 項、第 42 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

( 公告 )

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

( 信託約款に関する疑義の取扱い )

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

( 付則 )

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条 ( 受益証券の再交付 ) から第 14 条 ( 受益証券の再交付の費用 )、第 37 条の 2 の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 4 年 5 月 8 日

委託者 第一投信株式会社  
( 現 T & D アセットマネジメント株式会社 )

受託者 三井信託銀行株式会社  
( 現 中央三井アセット信託銀行株式会社 )

ファンドに関する用語	
用語	解説
委託者 ・ 受託者 ・ 受益者	委託者は投信会社のことであり、主な業務は、ファンドを設定し、その投資信託財産の運用指図・目論見書や運用報告書の作成、基準価額の計算を行います。受託者は受託会社（受託銀行）のことであり、主な業務は、投資信託財産の保管・管理を行います。投資信託財産は受託会社自身の固有財産と分別して管理されています。 受益者は受益権を有する投資家のことであり、受益権には収益分配金請求権・償還金請求権・解約請求権などがあります。 （本用語集においては、「お客様」と記載いたします。）
一部解約	ファンドを途中換金する場合、お客様が販売会社を通じて投信会社に対し解約を請求する方法です。
運用報告書	投資信託法に基づく、お客様へファンドの運用内容を報告するための書類です。投信会社が作成し、販売会社より、原則、決算期末毎にお客様に交付されます。該当期間の運用状況、今後の運用方針、運用実績等について記載されています。
EDINET	Electronic Disclosure Investors' NETwork の略です。お客様は EDINET を利用して、インターネットを通じて、金融商品取引法で開示が定められているファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書等を閲覧できます。
監査報酬	投資信託財産の財務諸表については、監査が義務づけられています。このファンド監査に必要な費用であり、その費用はファンドから支払われます。
基準価額 ・ 解約価額	基準価額とは純資産総額を受益権総口数で割った「1 口当たりの純資産額」です。解約価額とは解約時の税引前の価額で、信託財産留保額の定めがある場合、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。
クローズド期間	効果的で計画的な運用を行うため、一定期間（または償還まで）原則として解約できない期間を設けているファンドがあります。この解約できない期間をクローズド期間といいます。
個別元本	お客様が、実際に購入したときの元本のことであり、お客様によってその額は異なります。同一のファンドを複数回購入した場合には、取得の都度、元本の変更（加重平均による再計算）をします。ただし、同一ファンドであっても、複数の販売会社で購入し取得価額の通算が実務的に困難な場合には、各々別個に個別元本を把握します。
自動継続投資コース （一般コース）	分配型投資信託で、税引後の分配金を無手数料で自動的に全額再投資するコースです。 一方、分配金をその都度受け取るコースを一般コースといいます。
純資産総額	ファンドに組み入れた有価証券の時価等の資産総額から、運用にかかる未払費用等の負債総額を差し引いたものです。
償還 ・ 償還乗換え	ファンドの信託期間が終了し、投資信託財産を清算してお客様に金銭を返還することです。この償還された金銭（償還金）で、他のファンドを購入することを償還乗換えといいます。償還乗換えを利用すると、販売手数料が優遇される場合があります。
信託財産留保額	信託期間の途中で解約をする場合等に、基準価額から控除され投資信託財産中に留保される一定の金額のことです。
信託期間	ファンドが設定されてから償還されるまでの期間のことです。その期限に達するとファンドの運用が終了し、お客様が保有する口数に応じて投資信託財産が配分されます。

用語	解説
信託報酬	<p>ファンドの運用・管理業務の対価として、お客様が投資信託財産から間接的に支払う経費のことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投信会社のファンド運用に対する報酬</li> <li>2. 受託会社のファンド管理・保管に対する報酬</li> <li>3. 販売会社の収益分配金や償還金の支払等の代行業務に対する報酬</li> </ol> <p>などが、含まれます。</p> <p>信託報酬の配分比率はファンドの商品性格や、運用の難易度などにより異なり、配分比率は目論見書や運用報告書の費用の項目に記載されることになっています。また、ファンドによっては実績報酬制を採用しているものもあります。実績報酬制とは、運用成果に応じて基本報酬に実績報酬を増減する制度です。</p>
追加型 ・ 単位型	<p>追加型投資信託は、ファンド設定後も購入ができるファンドです。</p> <p>単位型投資信託は、ファンド設定時に集められた資金をもとに運用を行い、追加で購入することができないファンドです。</p>
投資信託 振替制度	<p>平成 18 年までの投資信託の制度では、受益者の受益権を表象するものとして受益証券が発行されていましたが、平成 19 年 1 月 4 日より実施された投資信託振替制度では、受益証券は発行されず、受益権の発生や消滅、移転はコンピュータシステム上の口座(振替口座簿)の記録により行われます。</p>
ファミリー ファンド方式 ・ マザーファンド ベビーファンド	<p>個々のお客様が購入するファンド(ベビーファンド)の資金を、一括して特定のファンド(マザーファンド)へ投資し、株式や債券などによる実質的な運用はマザーファンドで行う方式です。</p> <p>これによって各ベビーファンドは、その資金の規模にかかわらず同一の運用を行うことが可能となるなど、運用・管理面での効率化が図れます。</p>
(収益)分配金	<p>運用によって得られた収益等から信託報酬等の経費を控除し、投信会社が基準価額水準や市況などを勘案して決定し、お客様にお支払いするものです。</p> <p>分配金をお支払いした時は、個別元本と分配金支払い後の基準価額とを比較して、利益が生じている場合はその額は「普通分配金」(課税扱い)となり、元本の払戻しに相当する部分は「特別分配金」(非課税)となります。</p>
申込手数料	<p>投資信託を購入される際にお客様が販売会社に支払う手数料です。</p>
目論見書、 投資信託説明書 (交付または 請求目論見書)	<p>金融商品取引法に基づく、ファンドの商品説明のための書類で、商品概要、運用方針、リスク、費用等、お客様にとって重要な事項が記載されています。投信会社が作成し、お客様がファンドの購入を申込み際には、販売会社よりあらかじめ、または同時にお渡しします。</p>
有価証券届出書	<p>投資信託の募集を行う場合、他の有価証券の募集の場合と同様に、金融商品取引法の定めにより、予め関東財務局長に提出しなければならない書類のことです。原則として、有価証券届出書に記載されていない事項は目論見書には記載できません。</p>
有価証券報告書	<p>ファンドの決算日(計算期間が半年未満の場合には半年毎)から 3 ヶ月以内に、金融商品取引法の定めにより、関東財務局長に提出しなければならないファンドの決算書のことです。</p>

運用に関する用語	
用語	解説
アキュム ・ アモチ	債券の取得価額と償還価額の差額を、償還までの残存日数で日割り按分して、その金額を日々計上していく会計処理方法です。(償却原価法ということもあります) 投資信託協会のルールでは「償還までの残存期間が1年未満の債券」及びMMFにおいては「満期まで保有することを目的」として組み入れた場合には上記の方法により債券価格を評価できます。 (アキュムはアキュムレーション、アモチはアモチゼーションの略称です。)
アクティブ運用 ・ パッシブ運用	市場リターン(日経 225 や TOPIX などの騰落率)を上回ることを目的として、行う運用です。 これに対して、インデックスファンドのように運用成果が市場リターンと連動することを目的とした運用を、パッシブ運用といいます。
アセット・ アロケーション	資産(アセット)の配分割合(アロケーション)を決定することです。お客様の投資資金を株式や債券などの資産にどのように配分するかを決定することで、最適な資産配分によりポートフォリオのリスク低減を図ります。
格付	格付は、債券などの元金・金利の支払についての確実性(安全性)の度合いを民間の格付機関が発行体の経営内容や財務内容をもとに評価したものです。
デュレーション	金利の変化に対する債券価格の感応度をあらわす数値です。この数値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率は大きくなります。 債券運用においては将来の金利変動を予測し、その予測に基づいてデュレーションを調整することがあります。
ヘッジ	ある資産の価格変動リスクを派生商品などを活用して低減させる投資方法です。例えば、現物取引(買いポジション)に対して先物取引などで反対のポジション(売りポジション)を組むことで将来の価格下落を低減させることができます。
ベンチマーク ・ トラッキング ・エラー	運用の目標となる市場指標のことです。例えば国内株式投信の場合は、TOPIX や日経 225 などがベンチマークとなります。 ファンドの運用成績は様々な要因でベンチマークと乖離しますが、この乖離の度合いをトラッキングエラーと呼び、インデックスファンドの場合はトラッキングエラーが小さいほど、当初の運用目的に適ったファンドであるといえます。
ポートフォリオ	ファンドに組入れている有価証券全体を指します。 もともとは「紙バサミ」のことですが、有価証券を紙バサミで保管していたことからきています。
マクロ ・ セミマクロ	マクロとは本来ある一つのシステム全体を分析・把握し、説明することを指し、マクロ経済とはある国の一定期間における経済全体の行動を分析することです。それに対してミクロは、ある一つのシステムを構成する最少単位である特定の部門を分析・把握し、説明することを指し、ミクロ経済とは家計や企業の個々の行動を分析することです。 またセミマクロとはそれぞれの間中に位置し、経済を個々の産業レベルから分析・把握し説明することです。
ユニバース	ユニバースは英語の universe = 宇宙の意味ですが、ファンドが投資対象とする銘柄群全体をユニバースと呼んでいます。実際に投資する銘柄は、ユニバースの中から選定します。

追加型投信／国内／債券／MMF

大同の

MMMF

マネー・マネージメント・ファンド

Money  
Management  
Fund



1. 本文書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の募集については、委託者は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年2月26日に関東財務局長に提出しており、平成22年2月27日にその効力が生じております。
3. 「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

発行者名：T&Dアセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名：代表取締役社長 荒尾 耿介  
本店の所在の場所：東京都港区海岸一丁目2番3号

届出の対象とした募集

提出日：平成22年2月26日（平成22年8月31日訂正分を含む。）

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：大同のMMF  
（マネー・マネージメント・ファンド）

募集内国投資信託受益証券の金額：継続募集額 2兆円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

#### 投資リスク

「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

## 投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第三部 ファンドの詳細情報 .....	1
第1 ファンドの沿革 .....	1
第2 手 続 等 .....	1
1 申込（販売）手続等 .....	1
2 換金（解約）手続等 .....	2
第3 管 理 及 び 運 営 .....	3
1 資産管理等の概要 .....	3
2 受益者の権利等 .....	5
第4 ファンドの経理状況 .....	6
1 財 務 諸 表 .....	9
2 ファンドの現況 .....	16
第5 設定及び解約の実績 .....	17

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成4年5月8日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資」専用ファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約または規定に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。申込者は販売会社との間で「自動継続投資約款」に従って「分配金再投資契約」を締結するものとします。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

非課税貯蓄制度（マル優）をご利用する場合、取得申込者（受益者）はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。販売会社によってはマル優制度の取り扱いを行わない場合があります。

当ファンドの取得申込は毎営業日受け付けます。受付時間は販売会社によって異なることもあります。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることでもありますのでご注意ください。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込の受付を取消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。一部解約の実行の請求の受付時間については、販売会社によって異なることがありますので、販売会社へご確認ください。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約受付日の翌営業日から、販売会社の営業所等において受益者に支払うものとし、ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金および一部解約にかかる当該受益権に帰属する収益分配金についての支払場所は、委託会社において行います。

解約受付日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者には、受益者と販売会社との間の「自動継続投資約款」に基づく手続に従い、即日引出し（キャッシング）を利用することができます。なお、委託会社ならびに一部の販売会社においては、即日引出しの取り扱いはありません。詳細につきましては、販売会社にてご確認ください。

受益権の取得日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について解約の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該受付日の翌営業日に、一部解約金中から徴し、投資信託財産に対し返戻するものとし、この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の取得日に取得されたものとみなします。

受益者が、解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取消すことがあります。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして解約受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額とします。

社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に該当する当ファンドの主な投資対象の評価に関する事項について、主な内容は以下の通りです。

##### < 1. 組入れ債券等の評価 >

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者または銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

##### < 2. 償却原価法による評価 >

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

残存期間が1年以内の債券で、A-2またはP-2相当以上の短期格付若しくはA3またはA-相当以上の長期格付を取得している債券

満期保有目的債券

(2) (1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日（応答日が休日に当たる場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込の価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 償却原価法により評価している債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託会社は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

基準価額および収益分配金は毎日算出され、平均分配率（年率、税引前）につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、直前1週間（土曜日～金曜日）の平均分配率（年率、税引前）は、原則として毎週日曜日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。基準価額および平均分配率につきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は信託期間中の各1日とします。

## (5)【その他】

### 信託の終了

#### a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) 上記(3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) 上記(4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)および(2)の投資信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) 上記(4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### b. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

#### c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託契約は、下記の「投資信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合は、委託会社は、下記の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- b. 上記 a の契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は「金融商品取引法」の規定に基づき有価証券報告書を提出します。また、「投資信託財産の計算に関する規則」の規定に基づき運用報告書を6ヵ月毎(毎年5月および11月)に作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

収益分配金の請求権

一部解約金および信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金および信託の一部解約にかかる当該受益権に帰属する収益分配金についての支払いは、委託会社において行います。収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および償還金にかかる当該受益権に帰属する収益分配金についての支払は、委託会社において行います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

一部解約（換金）請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金についての支払は、委託会社において行います。権利行使の方法等については、前述の「第2手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### 反対者の買取請求権

前述の「1 資産管理等の概要(5)その他 信託の終了」に規定する投資信託契約の解約または前述の「1 資産管理等の概要(5)その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第36期特定期間(平成21年6月1日から平成21年11月30日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第37期特定期間(平成21年12月1日から平成22年5月31日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第36期特定期間(平成21年6月1日から平成21年11月30日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第37期特定期間(平成21年12月1日から平成22年5月31日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、第36期特定期間(平成21年6月1日から平成21年11月30日まで)及び第37期特定期間(平成21年12月1日から平成22年5月31日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

それらの監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。



# 独立監査人の監査報告書


平成 22 年 1 月 29 日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

英 公 一 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小澤裕治 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大同の MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 11 月 30 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同の MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成 21 年 11 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書


平成 22 年 7 月 30 日

T&Dアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小澤裕治 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年12月1日から平成22年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成22年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第36期特定期間 (平成21年11月30日現在)	第37期特定期間 (平成22年5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	239,524	587,393
コール・ローン	2,545,204,860	1,760,905,780
国債証券	11,634,755,216	10,696,543,491
地方債証券	3,495,076,158	2,119,368,041
特殊債券	4,848,163,469	5,312,017,302
社債券	1,221,914,371	1,209,584,799
現先取引勘定	1,699,277,500	3,199,442,400
未収利息	31,524,759	28,018,291
前払費用	4,092,199	2,674,223
流動資産合計	25,480,248,056	24,329,141,720
資産合計	25,480,248,056	24,329,141,720
負債の部		
流動負債		
未払金	-	202,404,000
未払収益分配金	101,920	72,379
未払受託者報酬	2,653	1,719
未払委託者報酬	34,415	22,011
その他未払費用	7,746	347
流動負債合計	146,734	202,500,456
負債合計	146,734	202,500,456
純資産の部		
元本等		
元本	25,480,081,188	24,126,617,841
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	20,134	23,423
元本等合計	25,480,101,322	24,126,641,264
純資産合計	25,480,101,322	24,126,641,264
負債純資産合計	25,480,248,056	24,329,141,720

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第36期特定期間 ( 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日 )	第37期特定期間 ( 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日 )
営業収益		
受取利息	73,730,344	48,675,179
有価証券売買等損益	35,743,903	25,979,441
その他収益	39,731	48,736
営業収益合計	38,026,172	22,744,474
営業費用		
受託者報酬	621,607	372,485
委託者報酬	8,223,691	4,912,216
その他費用	156,608	72,260
営業費用合計	9,001,906	5,356,961
営業利益	29,024,266	17,387,513
経常利益	29,024,266	17,387,513
当期純利益	29,024,266	17,387,513
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	20,093	20,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	29,024,225	17,384,224
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	20,134	23,423

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第36期 特定期間 (自平成21年6月1日 至平成21年11月30日)	第37期 特定期間 (自平成21年12月1日 至平成22年5月31日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券については、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)値段</p> <p>金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)</p> <p>価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等(償還日の前年応答日が到来したものを含む。)で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>	同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

第36期 特定期間 (平成21年11月30日現在)	第37期 特定期間 (平成22年5月31日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 25,480,081,188口	1 特定期間の末日における受益権の総数 24,126,617,841口
2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)	2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第36期 特定期間 (自平成21年6月1日 至平成21年11月30日)	第37期 特定期間 (自平成21年12月1日 至平成22年5月31日)
分配金の計算過程	<p>日々決算を行い、原則として運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当しております。</p> <p>なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計は29,044,359円、分配金額の合計額は29,024,225円であります。</p>	<p>日々決算を行い、原則として運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当しております。</p> <p>なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計は17,407,647円、分配金額の合計額は17,384,224円であります。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第36期 特定期間 (自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日)	第37期 特定期間 (自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日)
1 金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	-	金融商品の内容は、有価証券、コールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	-	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第36期 特定期間 (自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日)	第37期 特定期間 (自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	-	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	-	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第36期 特定期間 (自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日)	第37期 特定期間 (自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第36期 特定期間 (自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日)	第37期 特定期間 (自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日)
期首元本額		25,651,435,768 円	25,480,081,188 円
期中追加設定元本額		5,661,070,410 円	4,014,783,312 円
期中一部解約元本額		5,832,424,990 円	5,368,246,659 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第36期 特定期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年11月30日)

(1) 売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当特定期間の損益に含まれた評価差額

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	11,634,755,216 円	43,095 円
地方債証券	3,495,076,158 円	107,614 円
特殊債券	4,848,163,469 円	66,597 円
社債券	1,221,914,371 円	21,775 円
合計	21,199,909,214 円	152,891 円

(2) 満期保有目的で時価のあるもの  
該当事項はありません。

(3)時価評価されていない有価証券  
該当事項はありません。

(4)満期保有目的債券の特定期間末期後における償還予定額  
該当事項はありません。

第37期 特定期間（自 平成21年12月1日 至 平成22年5月31日）

(1)売買目的有価証券の当特定期間の損益に含まれた評価差額

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	35,927 円
地方債証券	55,720 円
特殊債券	89,171 円
社債券	47,974 円
合計	156,938 円

(2)満期保有目的で時価のあるもの  
該当事項はありません。

(3)時価評価されていない有価証券  
該当事項はありません。

(4)満期保有目的債券の特定期間末期後における償還予定額  
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第36期 特定期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年11月30日）  
該当事項はありません。

第37期 特定期間（自 平成21年12月1日 至 平成22年5月31日）  
該当事項はありません。



#### (4)【附属明細表】

##### 有価証券明細表

##### a. 株式

該当事項はありません。

##### b. 株式以外の有価証券

(平成22年5月31日現在)

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	39 国庫短期証券	800,000,000	799,827,360	
	48 国庫短期証券	700,000,000	699,747,091	
	73 国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,939,734	
	86 国庫短期証券	300,000,000	299,932,131	
	91 国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,973,552	
	92 国庫短期証券	700,000,000	699,772,920	
	94 国庫短期証券	1,200,000,000	1,198,859,301	
	98 国庫短期証券	1,300,000,000	1,299,864,860	
	99 国庫短期証券	500,000,000	499,778,560	
	102 国庫短期証券	500,000,000	499,457,120	
	106 国庫短期証券	1,200,000,000	1,199,390,862	
国債証券小計		10,700,000,000	10,696,543,491	
地方債証券	571 東京都公募公債	200,000,000	202,009,864	
	12-1 静岡県公債	150,680,000	150,998,190	
	17-2 福岡県5年	100,000,000	100,115,024	
	12-7 大阪市公募公債	301,000,000	303,467,932	
	12-9 大阪市公募公債	202,000,000	203,917,643	
	17-2 大阪市5年	300,000,000	300,069,223	
	12-や 名古屋市公募公債	200,000,000	202,370,705	
	17-2 京都市5年	400,000,000	400,452,376	
	12-5 横浜市公募公債	100,000,000	100,886,040	
	12-1 千葉市公債	154,300,000	155,081,044	
地方債証券小計		2,107,980,000	2,119,368,041	
特殊債券	52 日本政策投資銀行債券	100,000,000	100,134,252	
	12 首都高速道路	900,000,000	900,128,472	
	5 水資源債券	500,000,000	502,236,064	
	17 国際協力銀行債券	100,000,000	100,015,680	
	20 国際協力銀行債券	500,000,000	501,745,320	

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考	
特殊債券	5 都市再生	200,000,000	200,026,524		
	7 都市再生	200,000,000	200,276,336		
	8 都市基盤整備債券	600,000,000	603,256,560		
	10 都市再生	200,000,000	200,838,846		
	13 福祉医療機構	200,000,000	200,088,208		
	18 国民生活債券	400,000,000	400,070,429		
	4 日本学生支援	300,000,000	300,297,900		
	5 日本学生支援	300,000,000	300,549,001		
	13 日本学生支援	500,000,000	501,289,128		
	1 独立行政法人国立大学財務・経営センター	100,000,000	100,691,980		
	2 環境再生保全機構債券	200,000,000	200,372,602		
	特殊債券小計		5,300,000,000	5,312,017,302	
社債券	472 東京電力	100,000,000	100,326,617		
	478 東京電力	500,000,000	505,435,468		
	421 関西電力	200,000,000	200,176,928		
	262 北陸電力	300,000,000	303,586,500		
	268 北陸電力	100,000,000	100,059,286		
社債券小計		1,200,000,000	1,209,584,799		
合計		19,307,980,000	19,337,513,633		

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

	平成22年6月30日
資産総額	24,059,463,040円
負債総額	93,089円
純資産総額 ( - )	24,059,369,951円
発行済数量	24,059,347,869口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.0000円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第18期 特定期間（平成12年5月31日～平成12年11月29日）	191,731,795,058	221,449,159,153
第19期 特定期間（平成12年11月30日～平成13年5月30日）	235,082,295,462	194,216,236,961
第20期 特定期間（平成13年5月31日～平成13年11月30日）	161,890,625,032	193,525,661,940
第21期 特定期間（平成13年12月1日～平成14年5月31日）	28,813,706,551	132,078,507,409
第22期 特定期間（平成14年6月1日～平成14年11月30日）	9,522,815,038	5,476,729,690
第23期 特定期間（平成14年12月1日～平成15年5月31日）	19,580,262,078	7,585,613,879
第24期 特定期間（平成15年6月1日～平成15年11月30日）	8,189,615,654	10,348,635,903
第25期 特定期間（平成15年12月1日～平成16年5月31日）	7,652,046,393	9,179,475,436
第26期 特定期間（平成16年6月1日～平成16年11月30日）	5,098,815,344	12,498,382,221
第27期 特定期間（平成16年12月1日～平成17年5月31日）	5,283,236,566	8,445,584,506
第28期 特定期間（平成17年6月1日～平成17年11月30日）	5,033,436,413	6,535,922,358
第29期 特定期間（平成17年12月1日～平成18年5月31日）	4,665,010,711	8,110,125,743
第30期 特定期間（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	4,396,572,767	5,505,394,720
第31期 特定期間（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	5,932,438,796	6,589,969,142
第32期 特定期間（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	6,522,516,380	26,352,307,901
第33期 特定期間（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	8,244,973,142	5,384,852,118
第34期 特定期間（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	10,117,167,626	8,589,464,271
第35期 特定期間（平成20年12月1日～平成21年5月31日）	5,256,841,592	8,077,896,558
第36期 特定期間（平成21年6月1日～平成21年11月30日）	5,661,070,410	5,832,424,990
第37期 特定期間（平成21年12月1日～平成22年5月31日）	4,014,783,312	5,368,246,659

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

